（建設業法施行令の一部改正に伴う経過措置）

2　この政令の施行前に行われた技術検定を不正の方法によって受けた者については、第一条の規定による改正後の建設業法施行令第二十七条の九の規定にかかわらず、なお従前の例による。

（地方自治法施行令の一部改正）

3　地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）の一部を次のように改正する。

別表第一建設業法施行令（昭和三十一年政令第二百七十三号）の項を削る。

総務大臣　山本　早苗
文部科学大臣　下村　博文
国土交通大臣　太田　昭宏
内閣総理大臣　安倍　晋三

租税特別措置法等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十六年九月十九日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第三百九号

租税特別措置法等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令

内閣は、租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第十六号）附則第一条第八号の規定に基づき、この政令を制定する。

租税特別措置法等の一部を改正する法律附則第一条第八号に掲げる規定の施行期日は、平成二十六年十月一日とする。

財務大臣臨時代理
国務大臣　甘利　明
内閣総理大臣　安倍　晋三

子ども・子育て支援法の一部の施行期日を定める政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十六年九月十九日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第三百十号

子ども・子育て支援法の一部の施行期日を定める政令

内閣は、子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）附則第一条第四号の規定に基づき、この政令を制定する。

子ども・子育て支援法附則第一条第四号に掲げる規定の施行期日は、平成二十六年十月一日とする。

内閣総理大臣　安倍　晋三

府令

○内閣府令第六十二号

信用金庫法（昭和二十六年法律第二百三十八号）を実施するため、信用金庫法施行規則の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

平成二十六年九月十九日

内閣総理大臣　安倍　晋三

信用金庫法施行規則の一部を改正する内閣府令

信用金庫法施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十五号）の一部を次のように改正する。

第九条の次に次の一条を加える。

（定款の記載事項）

第九条の二　信用金庫は、定款に長期間所在が不明である会員の除名に関する事項を定めることができる。この場合において、当該除名の対象は長期間信用金庫の事業を利用しない会員とし、当該除名の対象となる会員の所在が不明であることを確認するための適切な措置を講ずるものでなければならない。

附　則

この府令は、公布の日から施行する。

府令・省令

○内閣府　厚生労働省令第八号

労働金庫法（昭和二十八年法律第二百二十七号）を実施するため、労働金庫法施行規則の一部を改正する命令を次のように定める。

平成二十六年九月十九日

内閣総理大臣　安倍　晋三
厚生労働大臣　塩崎　恭久

労働金庫法施行規則の一部を改正する命令

労働金庫法施行規則（昭和五十七年大蔵省労働省令第一号）の一部を次のように改正する。

第四条の次に次の一条を加える。

（定款の記載事項）

第四条の二　労働金庫は、定款に長期間所在が不明である会員の除名に関する事項を定めることができる。この場合において、当該除名の対象は長期間労働金庫の事業を利用しない会員とし、当該除名の対象となる会員の所在が不明であることを確認するための適切な措置を講ずるものでなければならない。

附　則

この命令は、公布の日から施行する。

省令

○厚生労働省令第百六号

薬事法（昭和三十五年法律第百四十五号）第二条第十四項及び第七十六条の四の規定に基づき、薬事法第二条第十四項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十六年九月十九日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

薬事法第二条第十四項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令の一部を改正する省令

薬事法第二条第十四項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令（平成十九年厚生労働省令第十四号）の一部を次のように改正する。

第一条中第百四十号を第百五十四号とし、第百二十四号から第百三十九号までを十四号ずつ繰り下げ、第百二十三号を第百三十六号とし、同号の次に次の一号を加える。

百三十七　一―〔一―（二―メトキシフェニル）―二―フェニルエチル〕ピペリジン及びその塩類

第一条中第百二十二号を第百三十四号とし、同号の次に次の一号を加える。

百三十五　一―（四―メトキシフェニル）―二―（ピロリジン―一―イル）オクタン―一―オン及びその塩類

第一条中第百二十一号を第百三十二号とし、同号の次に次の一号を加える。

百三十三　一―〔一―（四―メトキシフェニル）シクロヘキシル〕ピペリジン及びその塩類

第一条中第百二十号を第百三十一号とし、第九十八号から第百十九号までを十一号ずつ繰り下げ、第九十七号を第百七号とし、同号の次に次の一号を加える。

百八　N―ベンジル―一―ペンチル―一H―インドール―三―カルボキサミド及びその塩類

第一条中第九十六号を第百六号とし、第九十五号を第百四号とし、同号の次に次の一号を加える。

百五　二―（四―ブロモ―二・五―ジメトキシフェニル）―N―（二―フルオロベンジル）エタンアミン及びその塩類

第一条中第九十四号を第百三号とし、第八十五号から第九十三号までを九号ずつ繰り下げ、第八十四号を第九十二号とし、同号の次に次の一号を加える。

九十三　一―（四―フルオロフェニル）―二―（ピロリジン―一―イル）ヘプタン―一―オン及びその塩類

第一条中第八十三号を第九十一号とし、第七十七号から第八十二号までを八号ずつ繰り下げ、第七十六号を第八十三号とし、同号の次に次の一号を加える。

八十四　二―（ピロリジン―一―イル）―一―（チオフェン―二―イル）ブタン―一―オン及びその塩類

第一条中第七十五号を第八十二号とし、第五十七号から第七十四号までを七号ずつ繰り下げ、第五十六号を第六十二号とし、同号の次に次の一号を加える。

六十三　二―（二・五―ジメトキシフェニル）エタンアミン及びその塩類